

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免について

### 1. 減免の対象者と減免額

介護保険第一号被保険者で、以下の要件に該当する方

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

→全額

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する場合

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること

イ 世帯の主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

→【表1】で算出した対象保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額（ $(A \times B / C) \times (d)$ ）

#### 【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A：当該第一号被保険者の保険料額
B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

#### 【表2】

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
210万円以下であるとき	全部（10/10）
210万円を超えるとき	10分の8

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全額を免除します。

### 2. 減免の対象となる介護保険料

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）のもの